

さいくうあと通信

發行

明和町役場 斎宮跡課（明和町大字馬之上 945 番地）

電話：0596-52-7126 FAX：0596-52-7133

E-mail : saikuuato@town.mie-meiva.lg.jp

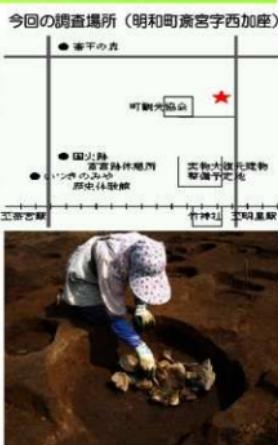
史跡斎宮跡「下園東区画」(町観光協会北東側)で平安時代の掘立柱建物跡等多数の遺構を確認

— 史跡舊宮跡 第174-8 次調查有案施 —



【調查区域全量】

人の配置部は5間×2間の建物跡
写真上部の円形の遺構は古墳の痕跡



【 囲まつて發見された十器 】

【参考】
当時使用されていた土器等が儀式的にまとめて処分されたと思われる

明和町では、今年7月中旬から10月の中旬にかけて、町内斎宮字西加座地内において、大型バス駐車場の移転等に伴う整備地の発掘調査を実施しました。

今回の調査地域も含めた史跡斎宮跡の東部には、平安時代初期に斎王の御所並びに官人の役所であった斎宮寮が存在したことが現在までの調査により確認されています。そして当時、その役所の行っていた業務を行う各部署毎に土地の区画割けがなされ、一区画120m四方の広大な区画（方格地割）が20ブロック以上存在し、多数の官人と従事者が仕え、壮大華麗な威容を誇ったとされています。各区域にはそれぞれ小字名などを由来とし、調査上の区域名が付されていますが、今回の調査区は、上述の区画の中の北端にあたる部分で、「下園東区画」と呼ばれている区域の一部にあたります。この区画の東側には、かつて行われた調査結果により、米などが納められていた倉庫「寮庫」が存在したと想定されている「西加座北区画」があります。

今回の調査区域では、これまでの調査成果から、平安時代の初頭から末期（8世紀後期～12世紀）の各時代にわたって多数の掘立柱建物跡が確認されています。そして、今回の調査においても建替えがなされたとみられる重なり合った柱穴、また、5間×2間を基本とした建築様式による掘立柱建物跡や土坑（道具や不用品などを埋めた穴）及び古墳時代の古墳の痕跡が確認でき、当時の区画内の様子を想定する上で意義のある調査となりました。

◎獨立柱建築

○掘立柱建物
地面に穴を掘り、礎石などを用いずにそのまま柱を立てた建物のこと。
伊勢神宮の正殿においては式年遷宮の際、掘立柱の様式にて建替えがなされます。



身近な歴史

あなたの知らない竹神社

竹神社がいつからあるかご存知でしょうか。

竹神社は式内社（しきないしや）のひとつで、現在も「延喜式内竹神社」という石碑が建てられています。

式内社というのは、平安時代に書かれた『延喜式（えんぎしき）』という古文書に載っている神社のことと、およそ1000年前の平安時代からずっとまつられていた神社のことです。特に竹神社は斎王が住んでいた斎宮の年間行事にも関わっていたと考えられ、ひょっとしたら斎王が直接おまいりに行っていましたかもしれません。

ただ、竹神社は平安時代から今の場所に置かれていたわけではありませんでした。

竹神社は現在の場所に置かれるまでに、2度移動しています。いずれも明治時代のことと、明治41年に斎宮小学校の西側周辺に、そして明治44年に現在の場所への移動が再び行われ、以降今日に至っています。それ以前は、斎宮歴史博物館の南側にあり、明治41年までは社殿も建てられていましたが、現在は跡地として石碑のみが建てられています。

竹神社が移動した理由には、明治政府が行った神社合祀（こうし）政策が関係しています。これは、神社を統合して数を減らすという考え方のもとに行われた神社の吸収合併的な政策でした。その結果、明和町内にあった100以上の神社は、主な神社7社に合祀されることになりました。その1つである竹神社にも合計25社が合祀され、それに伴って竹神社の場所も変わりました。また、合祀された神社は社殿などが壊されることになったため、合祀先の神社に石灯籠などが移されたようです。そのため、現在の竹神社境内には、合祀されたいろいろな神社の石灯籠があり、それらを散策がてら探してみるのもおもしろいかもしれません。

斎宮跡の冬景色



歴史ロマン広場の雪化粧（平成23年2月撮影）

一面が積雪に覆われた斎宮跡歴史ロマン広場は、普段見ることのできない白銀色に彩られました。今年の冬も幻想的な美しい風景を期待したいですね。



延喜式竹神社石碑（竹神社正門右）

斎宮跡課からのお願いです

国史跡斎宮跡地内等に

お住まいの皆さんへ

史跡内の工事は事前に斎宮跡課までご連絡下さい

国史跡斎宮跡地内での建物の新築、解体撤去、合併浄化槽の設置、フェンスやブロックの設置などの工事を行う際には、文化財保護法の適用のものと、事前に許可申請が必要となります。

また、斎宮跡以外の地域においても、周知の埋蔵文化財包蔵地（遺跡の範囲）内で開発する際は同法により届出が必要です。

文化財の保護保存に皆さんのご理解、ご協力をよろしくお願いします。なお、ご不明な点は役場斎宮跡課（電話：52-7126）までご相談下さい。